

# 東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10  
東京労働会館6F

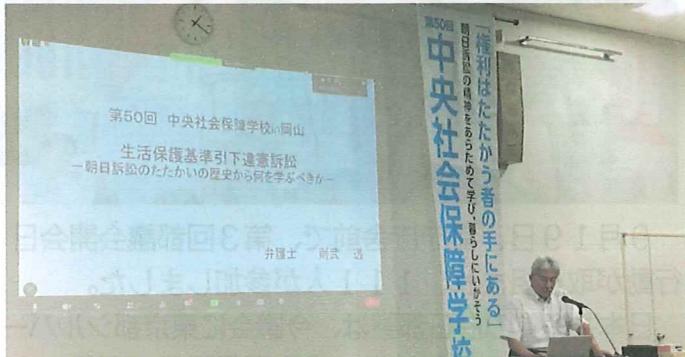
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823

東京社保協

検索



## 第50回中央社会保障学校from岡山 権利はたたかう者の手にある



「朝日訴訟の精神をあらためて学び、暮らしにいかそう」「権利はたたかう者の手にある」をテーマに、第50回中央社会保障学校が9月16～17日、人間裁判、朝日訴訟のゆかりの地、岡山県で開催され、リモートも含め全国から2日間で延べ645人が参加しました。

第1日目は、「生活保護引き下げ違憲訴訟—朝日訴訟のたたかいの歴史から何を学ぶべきか」と題して、NPO法人朝日訴訟の会会長の則武透弁護士の記念講演がありました。

朝日訴訟は、1957年8月、病床（結核）にあつた生活保護患者・朝日茂さんが国を相手に起こした行政訴訟です。「人が人たるに値する生活を勝ち取る」という意味で「人間裁判」と呼ばれ、第一審の東京地裁は①憲法25条の「健康で文化的な生活」とは、「国民の権利であり、国は国民に具体的に保障する義務がある」、②それは「予算の有無によって決められるものではなく、むしろこれを指導支配しなければならない」とした画期的な判決でした。この画期的な勝利を得て、判決から間を置かずに、生活保護基準があまりにも低いのではないかと国会などで問題となり、政府予算に縛られた当時の極端な保護行政の引き締めに歯止めがかかり、1961年以降生活保護基準の大幅な引き上げが毎年行われたのです。憲法25条は絵に描いた餅などではなく、生存権意識を国民の中に定着させる、日本の社会保障運動の原点となった意義深い訴訟だったのです。この東京地裁の浅沼判決の核心部分は、現在の「いのちのとりで訴訟」に受け継がれています。

講演で則武弁護士は、「現在の競争と格差社会の

もとで社会保障は後退に後退を重ね、朝日訴訟以前に引き戻すかに思われる企てが現れている。朝日訴訟から半世紀を経た今、第2の『朝日訴訟』が起こされ、憲法がその根底から踏みにじられようとしているとき、朝日茂さんの遺志を若い世代をはじめ、一人でも多くの人に語り伝え、多くの国民に希望を与える、憲法25条が保障した生存権を今一度国民の手に取り戻すために社会保障拡充の運動の輪を広げることが必要、『権利はたたかう者の手にある』」と話されました。

また、日本の「生存権思想」の源流は、植木枝盛らが活躍した明治の自由民権運動にあるとその内容に触れ、「歴史修正主義者による『押し付け憲法論』もあるが、世界で初めて社会権が憲法に明記されたのが第一次世界大戦後の1919年のドイツのヴァイマル憲法。日本ではそれより30年以上前から、植木らの私擬憲法『國權按』が著され、GHQの憲法原案に影響を及ぼしただけでなく、その中の人权保障規定は、戦後すぐに創設された在野の憲法学者7人による民間の憲法研究会に引き継がれ、吉田内閣時代の制憲議会へ提案、議論された『生存権規定』が現在の25条となっている。憲法25条の生存権は、自由民権運動から日本の中に脈々と存在した進歩的思想が結実したのであり、押し付け憲法論は一面的な議論」と一蹴しました。

「社会保障の議論の際に『大砲かバターか』と、よく言われる。防衛力を維持するためには、高額な費用が掛かり、社会保障費を削らざるを得ない。社会保障費を増額するためには、高額な防衛費は負担できない。憲法25条と憲法9条は表裏一体の関係になる。今日の貧困は、個人的、偶発的な原因によって存在するのではなく、社会的に発生し、貧困の解消と生存権の保障は、かかる社会的問題に対する社会的配慮ないし国家的政策としてなされなければならない必然性を有し、国民の生存の保障は、国家の恩恵ではなく、国民の権利としてなされなければならない」と喝破されました。

2日目は、京都府立大学の村田隆史准教授により、世代間、組織間の話し合いを促し、社会保障運動をすすめる仲間を増やす必要があると、「社会保障運動入門テキスト」作成過程の紹介がありました。

午後のシンポジウムでは、生活保護基準引き下げ違憲訴訟岡山訴訟弁護団の森岡事務局長が、いのちのとりで訴訟では、29地裁で30の訴訟がたたかわれ、地裁判決のあった21の内11訴訟で原告が勝利していることが報告されました。訴訟の証人尋問にも立った志賀広島大学准教授が「社会保障は財源論が強調されるが、私たちの生活をよくしてくれという要求から出発すべきだ」と強調されました。

最後に、林中央社保協事務局長が「社会保障入門テキスト」を活用した地域・職場での学習運動、社会保障運動の担い手づくりを提起しました。

なお、社保学校の昼休みにNPO朝日訴訟の会が作成した「人間訴訟」の最新ビデオ放映されました。とても心に響き、学びになる映像でした。近く中央社保協のホームページから視聴できるようになるとの事です。ぜひご覧ください。

## 新介護署名、キックオフ集会開催



9月1日、国会宛の新しい「介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める請願署名」のキックオフ集会がオンラインで開催され、会場に7人、オンラインで411アクセスの参加がありました。

全日本民医連の林事務局次長から、新しい介護改善請願署名のポイントについて、請願項目に沿って解説と介護現場からの実態が報告されました（中央社保協ホームページから視聴できます）。

昨年も署名を9月から取り組み、それを契機として国民へ改悪反対の声が徐々に広がり、介護関連団体も独自署名の取り組みや国への要請、1万人超が視聴するオンライン集会開催など、年末にかけて厚労省が検討課題とあげた史上最悪の見直し案に抗する大きな運動へと発展しました。署名が最終的に42万筆近く集まる中で、今年の通常国会では、国に改悪法の提案を断念させました。

しかし、介護利用料の2割負担層の拡大など法改定を伴わない改悪は、来年度から強行されようとし

ています。今年も来年の通常国会に向けて大きな運動をしていきましょう。12月4日に第1回目の国会署名提出行動が予定されています。

## 都議会開会日行動



9月19日、都庁庁舎前で、第3回都議会開会日行動が取り組まれ、111人が参加しました。

日本共産党の白石都議は、今議会に東京都シルバーパスの条例改正案として、①住民税課税で所得135万円超210万円以下の方を対象とする3千円バスの発行、②多摩都市モノレールとゆりかもめへの利用拡大、③都県境のバス路線への利用拡大を内容とする議員提案をすると報告しました。

多摩地域の保健所増設を求める会の呼びかけ人の中山氏は、1989年には17カ所あった多摩地域の保健所が現在は7カ所に統廃合され、コロナ禍で体制が脆弱だったことが明らかになった。また、有害な有機フッ素化合物PFAS対策でも保健所は重要な役割を持つと指摘。三鷹市では、署名を集めて市に3回要請し、3回目には市の態度も変わってきた。日野市では、コロナ禍で保健所に電話がかからない事態が頻発したのをきっかけに運動を始めた。保健所体制の広域化で地域との結びつきが希薄になっているが、都の保健所のあり方検討会では、「増設しない」方向で議論が進んでいる。市民が声をあげ、都や自治体に働きかけることが大事だと訴えました。

東京平和委員会の岸本事務局長は、PFASの現状報告とともに、オスプレイはいらない東京大集会への協力を訴えました。

革新都政をつくる会の中山事務局長は、小池知事の任期は、来年7月まで。都民の声が生かされる都政の実現をめざそうと訴えました。

**介護・認知症なんでも電話相談**  
11月11日(土)10~18時  
0120-110-458  
介護の専門家が対応します。プライバシーは厳守します。

# 各地域・団体の取り組み

## 第32回定期総会を開催 渋谷社保協



8月26日、東京土建渋谷支部会議室で渋谷社保協第32回定期総会を開催し、25人が参加しました。第一部の総会では、小島副会長の主催者あいさつ、牛尾まさみ区議、東京社保協の小川均事務局次長から連帯あいさつ、活動総括・方針、決算・予算、次期体制などの議案提案と討論をしました。

議案討論では、広尾病院を守る会から都立病院の現状についての報告。代々木病院では、コロナ感染の影響が続き、病院の医療体制が厳しいことや水光熱費の高騰が経営を圧迫している実態報告。新婦人から長谷部区政が学校給食無料化に背をむけている実態、区民不在の開発政治の実態が報告され、区政の監視と批判を強めることができました。全提案が承認され、総会アピールを採択しました。

第二部の総会記念講演では、日本医療総合研究所の寺尾正之さんが「全世代型社会保障に未来はあるのか？来年度に向けての運動」と題した講演を行いました。公の責任を放棄し、自助・共助を押し付け、世代間に分断を持ちこみ、社会保障を切り捨てる政策が全世代型社会保障であると明らかにされました。かかりつけ医の導入による外来医療の抑制、保険給付範囲の縮小や負担増を高齢者医療、介護などで企て、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化する真の狙いは医療のデジタル化であり、個人情報の取得と利活用の場を大企業に提供すること。負担増と医療費抑制の真の狙いが詳しく説明され、「保険証との一体化を止め、国民皆保険制度を守ろう！」と呼び掛けられました。

講演を通して、社会保障が命・健康・暮らしを守る政策に大転換させるためには、分断と自己責任論を乗り越え、地域での運動を強め、政治を変えることの重要性やデジタル化の危険性が訴えられました。

<渋谷社保協ニュース No. 1より>

## 介護保険料を上げるな。第3次署名提出行動 板橋社保協



8月21日、「第9期介護保険料の引き上げ等をしないことを求める要請」の署名提出第3次行動に取り組み、山本会長他5人が参加し、1,840筆の署名（累計で6,667筆）を提出し、「諸物価の異常な高騰の中、保険料の引き上げは生活を一層厳しくするので、区長はこの声をぜひ聴いてほしい」と申し入れました。

署名提出行動に先立ち、「署名のお願い」の手紙3,000枚を事前に各戸配布し、19日には30名が、社保協の旗を立てハンドマイクで宣伝しながら、各戸訪問での署名回収に取り組みました。ドアに予め封筒に入れて貼ってくれた方や社保協の旗を見て署名を部屋に取りに行ってくれた方、東京土建板橋支部事務所へ郵送してくれた方など、合計で636筆と反響の大きさに元気をもらいました。

8月23日の区議会健康福祉委員会では、「第8期介護保険事業計画における令和4年度の取扱い実績について」及び「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2026の骨子案について」報告・提案されました。令和4年度の介護保険基金残高が35億円になり、その基金の活用計画案は具体的にはありませんでした。また、保険料の引き上げについても明示はありませんでした。

署名が大きな力となり「骨子案」では具体的な内容が示されていませんが、厚労省の改悪案に沿うことが予想されますので、全国で取り組んでいる「介護保険の改悪反対署名」と板橋区内で私たちの取り組んでいる要請署名は、改悪をさせないための大きな力になります。介護保険制度改悪の学習・運動に大いに取り組み、署名を大きく進めていきましょう。

<板橋社保協ニュース No. 5より>

## 介護給付費準備基金は保険料軽減へと陳情 西多摩社保協

西多摩社保協は8自治体の9月議会に対して「第9期計画への基金の大幅な繰入」を陳情しましたが、結果はいずれも不採択でした。8期検討時に、基金

残高の活用があれば、福生・羽村市は保険料を据え置き、瑞穂町は引下げも可能だったと思われます。

### 「コミュニティバスの運行を求める陳情」署名

東京26市の中で面積では2番目に大きく、高齢化率は30%を超え、公共交通の便が悪く起伏の多い青梅市には、コミュニティバスが走っていません。

移動手段として、コミュニティバスの運行が必要です。12月議会に向け、署名を開始しました。

<西多摩社保協ニュース No. 126より>

## 給食費無償化は子どもの権利 西東京社保協

9月10日、谷戸公民館で与野党を超えた市議会議員9名を含む46名が参加して、「隠れ教育費」の研究者である福嶋尚子千葉工業大学准教授の講演会が、「学校給食費無償化を求める西東京市民の会」の主催で開催されました。

福嶋准教授は、俳優の風間トオル氏の自伝や各種調査を紹介しながら、「夏休みになると、まともな昼食が食べられなくなる子がいる。『子どもに食べさせるために自分の食事を減らした』と回答したシングルマザー家庭は2軒に1軒にのぼる」と実態を告発。「給食無償化は『目的』ではなく、子どもの権利保障のための『手段』です」と単なる経済的支援にとどまらない無償化の意義を語られました。

<西東京社保協通信 No. 44より>

## 第50回 東京社保学校 日時 10月21日(土)10~16時半(予定) 会場 けんせつプラザ東京5階&オンライン

### 講義1 医療DX、報酬改定の動向

寺尾 正之 (日本医療総合研究所)

### 講義2 新国保パンフと来年度からの東京都国保運営方針について

小川 均 (東京社保協事務局)

### 講義3 社会保障は高齢者優遇か?

唐鑑 直義 (佐久大学 特任教授)

### 申込 E-mail・FAX・QRコードからのお申し込みを!

オンライン登録をご希望の方は、

下記URL又は右記QRコードから事前登録を!

<https://forms.gle/WdQe3ryEzCACenwK7>

E-mailまたはFAX又でお申し込みの際は、お名前、所属、電話番号、メールアドレス、参加形態(会場orZOOMの別)をご記入ください。  
申込書は東京社保協のHPを参照ください。

**締切 10月19日** FAX: 03-3946-6823  
E-mail: syahokyo.tokyo@gmail.com



## 「4の日」 宣伝行動

9月14日、定例の4の日宣伝行動を巣鴨駅頭で取り組み、25名が参加し、現行の保険証を残してくださいなどの署名43筆が寄せられました。



## 「4の日」 宣伝行動

- ・10月14日(土) 巣鴨駅前
- ・11月14日(火) 12~13時

## 巣鴨駅頭での宣伝署名行動

生存権裁判を支える東京連絡会



9月9日、生存権裁判を支える東京連絡会の隔月宣伝署名行動を巣鴨駅頭で取り組み、原告や支える会、守る会、弁護団などから23名が参加し、チラシ入りティッシュ500個を配布し、11筆の署名が寄せられました。

裁判を多くの人に知ってもらい、勝利を勝ちとるためにも、口頭弁論では傍聴席を埋め尽くし、「公正な審理を求める要望書」署名5万筆を達成するために、みなさんのご協力をお願いします。

## 生存権裁判東京次回口頭弁論

10月16日(月) 東京地裁

午後0時30分~1時00分 地裁前宣伝

午後1時30分~ 傍聴 103号法廷

午後4時00分~ 報告集会

衆議院第2議員会館 第1会議室

(閉廷時間が伸びた時は閉廷30分後から開催)

みんなの参加支援をお願いします

傍聴と署名の取り組みを強化してください

新生存権裁判東京、街頭宣伝にご協力ください

とき 11月18日(土)15時~16時  
ところ 京王線 高幡不動駅前